

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

立川市学童保育所条例（昭和42年立川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
……略……	……略……	略	……略……	……略……	略
立川市錦第四学童保育所	立川市錦町4丁目3番11号	70人	立川市錦第四学童保育所	立川市錦町4丁目3番11号	70人
<u>立川市上砂スマイル学童保育所</u>	<u>立川市上砂町2丁目4番地の12</u>	<u>25人</u>			

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(参考)

案内図



